

面会制限の緩和について

令和6年4月1日から、通常の医療提供体制に移行することが、国、東京都から示されたことに伴い、面会制限を緩和します。 ※主に面会時間の延長

- 面会日 月曜日から日曜日（祝日を含む）
- 時間帯 午後2時から午後8時まで
- 面会者 1度の面会に2名（中学生以上）まで
※1日の面会回数、人数に制限なし
※面会はできるだけ短時間でお願いします。
（30分程度を目安）
※他の患者さんとの接触はご遠慮ください。

以下に当てはまる場合は、面会をお断りする場合があります。

- ✓ 発熱、呼吸器症状、発疹、吐き気や嘔吐、咳、下痢、鼻水、眼症状（充血や目やに）がある方
- ✓ 面会者やそのご家族等身近な方が、インフルエンザ、はやり目、はしか、風しん、みずぼうそう、おたふくかぜ、感染性胃腸炎、新型コロナウイルス等の感染症にかかっている方

面会を希望される方は、総合案内にて「入館申込書」に必要事項を記入し面会者証をお受け取りください。

院内でのマスクの着用と、病室への出入り時の手指消毒の実施にご協力をお願いいたします。

